

自主防災組織への補助金について一部ルールが変わります (令和7年4月1日より)

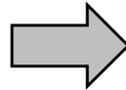
改正のポイント



① 補助金の限度額を変更しました

<これまで>

- 一般資機材:30万円
- 洪水対策資機材:20万円
- 津波対策資機材:20万円



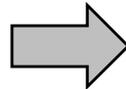
<変更後>

- 資機材全般:60万円

② 補助金の交付対象団体を変更しました

<これまで>

小学校単位または町内会単位
の自主防災組織



<変更後>

- 全ての自主防災組織

③ 補助金の対象経費を追加しました

<変更後>

- 資機材の修繕を補助対象とする



④ 補助金2回目以降の交付申請時の要件の追加

<2回目>

- 「小学校単位の自主防災組織」または「申請する自主防災組織」において、地区防災計画が策定されていること(策定に向けた活動も可)

<3回目>

- 住民参加型の実動訓練を実施していること
(実施予定も可)



※いずれも、前回の交付完了から2か年度の経過が必要

【お問い合わせ先】

富山市役所 防災課
TEL 076-443-2181

【富山市ホームページ】

自主防災組織への
補助金について

